

令和 8 年度 港北観光協会 総会

令和 8 年 6 月 22 日（月）13 時から 14 時まで
港北区役所 4 階 1・2 号会議室

次 第

【議 案】

- 1 役員改選について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 令和 7 年度事業報告について・・・・・・・・・・ P 2
- 3 令和 7 年度決算報告について・・・・・・・・・・ P 6
- 4 令和 7 年度会計監査報告について・・・・・・・・ P 7
- 5 令和 8 年度事業計画（案）について・・・・・・・・ P 8
- 6 令和 8 年度予算（案）について・・・・・・・・・・ P 10

【別 紙】

港北観光協会 会則

役員改選について

令和 8 年度港北観光協会 役員

新役員			(敬称略・順不同)			(参考) 令和 7 年度			(敬称略・順不同)		
名誉会長	古石 正史	港北区長				名誉会長	竹下 幸紀	港北区長			

①総会で 選出	氏名	団体名・役職
会長		
副会長		
副会長		
総務		
総務		
会計理事		
会計理事		
監事		
監事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		

役員	氏名	団体名・役職
会長	中森 伸明	港北区商店街連合会 会長代行
副会長	青 博孝	港北区連合町内会 会長 日吉地区連合町内会 会長
副会長	飯島 泰	小机商店街 会長
総務	猿渡 功	綱島西口商栄会 会長
総務	山田 浩之	大倉山エルム通り商店街 会長
会計理事	関 治美	新吉田あすなろ連合町内会 会長
会計理事	鈴木 浩一	港北区酒販組合 代表代理
監事	高橋 静明	大曽根自治連合会 会長
監事	佐藤 誠三	綱島地区連合自治会 会長
理事	斉藤 眞幾男	篠原地区連合自治会 会長
理事	金子 清隆	菊名地区連合町内会 会長
理事	小泉 亨	樽町連合町内会長 会長
理事	末永 佑己	新吉田連合町内会 会長
理事	尾出 清和	新羽町連合町内会 会長
理事	相沢 一夫	高田町連合町内会 会長
理事	長瀬 進	師岡地区連合町内会 会長
理事	阿藤 孝文	城郷地区連合町内会 会長
理事	竹崎 理浩	大倉山地区連合町会 会長
理事	内田 大恵	港北区仏教会 会長

令和 7 年度事業報告について

1 港北観光協会主催事業

(1) 大倉山梅酒「梅の薫」の販売

- ア 発 売 日 令和 8 年 2 月 21 日・22 日(大倉山観梅会)
- イ 内 容 5268 本製造し、港北区酒販組合を通じて販売
- ウ 製造業者 モンデ酒造株式会社(山梨県笛吹市)
- エ 販 売 先 観梅会場…区内 2 業者
区内店頭販売…13 業者
- オ その他 第 21 期(2026. 4. 1~2028. 3. 31) ヨコハマ・グッズ「横濱 001」の審査会に出展し、認定を受けました。
令和 8 年 3 月には永年認定企業表彰※を受賞。

※永年認定企業表彰とは…10 期・20 年連続で認定を受けた企業に贈られる賞

(2) 2025 こうほく梅の写真コンテストの開催

港北区の花“梅”をテーマに、2025 年春に港北区内で撮影された梅の写真を募集し、写真家の有賀由一氏を委員長に審査を行い、143 点の応募の中から入賞作品 19 点を決定し、入賞作品の展示を行いました。また、ホームページ上でも掲載しました。

- ア テ ー マ 港北区の花「梅」
- イ 募集期間 令和 7 年 1 月 1 日～3 月 28 日
- ウ 応 募 数 143 点
- エ 審 査 会 令和 7 年 5 月 28 日
- オ 入賞点数 最優秀 1 点、金賞 2 点、銀賞 3 点、銅賞 3 点、佳作 10 点
- カ 作品展示 ・区役所 1 階風除室(令和 7 年 6 月 19 日～7 月 3 日)
・大倉山記念館ギャラリー
(令和 8 年 2 月 25 日～3 月 1 日)

(3) 2026 こうほく梅の写真コンテスト作品募集

- ア テ ー マ 港北区の花「梅」
- イ 募集期間 令和 8 年 1 月 1 日～3 月 31 日

2 港北観光協会後援事業

(1) 第 38 回大倉山観梅会

- ア 開催日時 令和 8 年 2 月 21 日～2 月 22 日
- イ 会場 大倉山公園梅林ほか
- ウ 概要
(ア) 開会式
内容：挨拶、来賓・役員紹介

(イ) ステージイベント

【2月21日(土)】

時 間	出演団体	内 容
10:45～11:00	社会福祉法人 陽だまりの会お囃子同好会	お囃子・神楽
11:15～11:30	和太鼓ユニット 三色だんご	和太鼓
11:45～12:00	渡嘉敷流横浜支部藤元幸琉舞道場	琉球舞踊
13:00～13:15	大曽根夢太鼓どどん鼓	和太鼓
13:30～13:45	菊名囃子連・菊名南町子供囃子	獅子舞・お囃子・踊り
14:00～14:15	大縄中学校合唱部	合唱

【2月22日(日)】

時 間	出演団体	内 容
11:00～12:00	港北三曲会	箏・尺八等の演奏
12:00～13:00	港北芸能協会	日本舞踊
13:00～14:00	港北三曲会	箏・尺八等の演奏
14:00～15:00	港北芸能協会	日本舞踊

(ウ) 野点

内容：お抹茶とお菓子の販売

協力：英理女子学院高等学校 茶道部

(エ) ブース出店

内容：梅酒「梅の薫」・その他飲食物・甘酒等の販売

協力：地元商店街（大倉山・大曽根両商店街）、J A横浜、区内の
飲食・販売事業者



(2) 第30回小机城址まつり ※雨天中止

ア 開催日 令和7年4月13日

イ 会場 小机城址市民の森本丸広場、金剛寺、小机駅前広場

(3) 第33回綱島さくらまつり

ア 日 時 令和8年3月28日
イ 会 場 綱島公園
ウ 内 容 模擬店、芸能大会他



3 広報・その他の活動

(1) 港北観光協会ホームページにおけるコンテンツ記事作成

令和7年度は下記項目のページを新たに作成しました。

・2025 こうほく梅の写真コンテスト 入賞作品紹介

(2) 「北条五代観光推進協議会」への継続加入

小机城は北条氏が城主となり、後北条氏の支配拡大における重要な戦略拠点だったという歴史的な経緯から、小田原市が中心となり形成している「北条五代観光推進協議会」に平成30年度から加入しました。協議会に加盟している各自治体の観光協会と連携し、小机城址のPRを行いました。

(3) お城 EXP02025

ア 日 時 令和7年12月20日～12月21日
イ 会 場 パシフィコ横浜 ノース
ウ 内 容 横浜の中世城郭ブースの一角で小机城址の紹介とともにガイドマップ配布。港北区のキャラクター「ミズキー」の着ぐるみを使ったPR。



(4) 港北区キャラクターミズキーのグッズ製作・販売

ポロシャツを製作し、区職員に販売しました。

【販売数】94 枚／ポロシャツ 38 枚／Tシャツ

(5) 港北区の魅力募集！ショートムービーコンテストへの協力

身近な区の魅力発信のための「港北区の魅力募集！ショートムービーコンテスト」（区主催）へ協力をしました。入選作品は、YouTube や港北映像ライブラリ、区役所内のサイネージ等で発信しています。

応募作品：＜小中学生部門＞13 点（小 13、中 0）

＜一般部門＞10 点

入賞作品：＜小中学生部門＞最優秀賞 1 点、小学生部門賞 5 点、

＜一般部門＞最優秀賞 1 点、優秀賞 5 点



【入賞作品はこちら】

議案3

令和7年度 決算報告について

収入総額 ￥1,724,604 . -

支出総額 ￥1,200,825 . -

差 引 ￥523,779 . - (翌年度繰越金)

収入の部

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	差引	説明
1 会費	1 会費	550,000	571,000	21,000	
2 財産収入	1 商標使用料	453,000	495,000	42,000	梅酒商標使用料
3 雑収入	1 預金利子等	220,000	347,666	127,666	預金利子、ポロシャツ等販売収入
4 繰越金	1 繰越金	310,938	310,938	0	
合 計		1,533,938	1,724,604	190,666	

支出の部

項	目	予算額	決算額	差引	説明
1 事務費		66,385	56,680	△ 9,705	
	1 会議費	21,000	0	△ 21,000	会議資料等
	2 通信費	20,000	31,800	11,800	写真コンテスト記念品、梅の実発送料、ポスター郵送料
	3 需用費	5,000	0	△ 5,000	事務用品購入
	4 分担金	20,385	20,880	495	北条五代観光推進協議会会費
	5 雑費	0	4,000	4,000	会費二重払いの返金
2 事業費		1,174,990	1,134,145	△ 40,845	
	1 港北魅力プロモーション	330,000	369,490	39,490	写真コンテスト審査員謝金及び入賞者賞品、ウォーキングマップ印刷、001に係る費用(年会費、審査料、認定料)
	2 大倉山観梅会	250,000	0	△ 250,000	補助金
	3 綱島桜まつり	50,440	50,440	0	補助金
	4 小机城址まつり	50,550	50,880	330	補助金
	5 広報	120,000	160,325	40,325	ホームページ紹介記事作成、レンタルサーバ及びドメイン更新
	6 梅酒	174,000	188,830	14,830	梅酒販売手数料、梅もぎ委託
	7 その他	200,000	314,180	114,180	ポロシャツ作成
3 予備費		292,563	10,000	△ 282,563	
	1 予備費	292,563	10,000	△ 282,563	新横浜パフォーマンスお祝い金
合 計		1,533,938	1,200,825	△ 333,113	

監 査 報 告 書

令和7年度港北観光協会の収支決算について、収入支出にかかる帳簿及び証書等を監査したところ、適正に執行されていたことを認めます。

令和8年 3月 31日

監 事 高橋 静明 

監 事 佐藤 誠三 

令和 8 年度事業計画（案）について

1 港北観光協会主催事業

（1）大倉山梅酒「梅の薫」の販売

- ア 発 売 日 令和 9 年 2 月下旬（観梅会開催日）から
※製造数は製造業者と調整中。
- イ 内 容 梅酒を製造し、販売。
横浜のおみやげ「ヨコハマ・グッズ横濱 001」認定商品
- ウ 製造業者 モンデ酒造株式会社（山梨県笛吹市）
- エ 販売取扱 観梅会会場及び区内酒飯店での店頭販売 等

（2）2026 こうほく梅の写真コンテスト ※再掲

- ア テ ー マ 港北区の花「梅」
- イ 募集期間 令和 8 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日
- ウ 応 募 数 147 点
- エ 審 査 会 令和 8 年 5 月 20 日
- オ 入賞点数 最優秀 1 点、金賞 2 点、銀賞 3 点、銅賞 3 点、佳作 11 点
- カ 作品展示 区役所エントランス（6 月 10 日～ 6 月 30 日）
大倉山記念館（令和 9 年 2 月下旬（予定））

※入賞作品は港北観光協会のウェブサイトに掲載します。

（3）2027 こうほく梅の写真コンテスト

- ア テ ー マ 港北区の花「梅」
- イ 募集期間 令和 9 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日

2 港北観光協会後援事業

（1）第 39 回大倉山観梅会

- ア 開 催 日 令和 9 年 2 月下旬の 2 日間（土曜日・日曜日・祝日）
- イ 会 場 大倉山公園梅林ほか
- ウ 内 容 式典、舞踊、三曲演奏、野点、梅酒『梅の薫』の販売、甘酒
販売、売店、地元保育園・小学校児童参加企画、音楽演奏等

（2）第 34 回綱島桜まつり

- ア 日 時 令和 9 年 3 月下旬
- イ 会 場 綱島公園
- ウ 内 容 模擬店、芸能大会他

（3）第 31 回小机城址まつり【実施済】

- ア 開 催 日 令和 8 年 4 月 12 日
- イ 会 場 小机城址市民の森本丸広場、金剛寺、小机駅前広場
- ウ 内 容 武者行列・パレード、模擬店他

3 広報・その他の活動

(1) 小机城址ガイドマップの印刷・周知

港北区役所と連携し、最新情報を盛り込んだ小机城址ガイドマップ区役所内や「お城 EXP0」等のイベントにて配布します。また、引き続き港北観光協会のホームページにもガイドマップを掲出し、小机城のある街の魅力を発信します。

(2) 歩いて魅力発見！港北区ウォーキングマップの印刷

パートⅡ・Ⅲについて、追加印刷し、区役所や地区センター等の窓口で配布する予定です。

(3) お城 EXP02026

ア 日 時 令和8年12月19日～12月20日

イ 会 場 パシフィコ横浜ノース

ウ 内 容 横浜の中世城郭ブースの一角で小机城址の紹介とともにガイドマップ配布や小机城址発掘調査等の動画放映

(4) 「北条五代観光推進協議会」への参画

小机城は北条氏が城主となり、後北条氏の支配拡大における重要な戦略拠点だったという歴史的な経緯から、小田原市が中心となり形成している「北条五代観光推進協議会」にし、協議会に加盟している各自治体の観光協会と連携し、小机城址のPRを行います。

(5) 港北区キャラクターミズキー等のグッズ製作・販売

ポロシャツなどの製作と販売を行います。

(6) 港北区の魅力募集！ショートムービーコンテストへの協力

令和6年度から開始した、区の魅力発信のための「港北区の魅力募集！ショートムービーコンテスト」（区主催）へ協力します。

令和8年度 予算(案)について

議案 6

収入総額 ¥1,921,579 .-

支出総額 ¥1,921,579 .-

差 引 ¥0 .-

収入の部

(単位:円)

項 目		本年度予算額	前年度決算額	前年度予算額	前年度予算額 からの 増△減	説 明
1 会費	1 会費	550,000	571,000	550,000	0	
2 財産収入	1 商標使用料	526,800	495,000	453,000	73,800	梅酒商標使用料
3 雑収入	1 預金利子等	321,000	347,666	220,000	101,000	預金利子、ポロシャツ等販売 収入
4 繰越金	1 繰越金	523,779	310,938	310,938	212,841	
合 計		1,921,579	1,724,604	1,533,938	387,641	

支出の部

項 目		本年度予算額	前年度決算額	前年度予算額	前年度予算額 からの 増△減	説 明
1 事務費		81,880	56,680	103,385	△ 21,505	
	1 会議費	21,000	0	21,000	0	
	2 通信費	35,000	31,800	20,000	15,000	コンテスト記念品郵送料、梅の実郵送料
	3 需用費	5,000	0	5,000	0	事務用品購入
	4 分担金	20,880	20,880	20,385	495	北条五代観光推進協議 会会費
	5 雑費	0	4,000	0	0	
2 事業費		1,281,430	1,134,145	1,170,990	110,440	
	1 港北魅力プロモーション	320,000	369,490	330,000	△ 10,000	写真コンテスト委員謝金、入 賞者記念品、ウォーキング マップ印刷、001年会費
	2 大倉山観梅会	250,000	0	250,000	0	補助金
	3 綱島桜まつり	50,550	50,440	50,440	110	補助金
	4 小机城址まつり	50,880	50,880	50,550	330	補助金
	5 広報	120,000	160,325	120,000	0	ホームページ維持管理
	6 梅酒	190,000	188,830	170,000	20,000	梅酒販売手数料、梅実採取委 託料
	7 その他	300,000	314,180	200,000	100,000	ポロシャツ等作成
3 予備費		558,269	10,000	292,563	265,706	
	1 予備費	558,269	10,000	292,563	265,706	
合 計		1,921,579	1,200,825	1,566,938	354,641	

港北観光協会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、港北観光協会と称し、事務局を港北区役所地域振興課内（横浜市港北区大豆戸町26-1）におき、事務局長は港北区総務部地域振興課長とする。

(目的)

第2条 この会は、港北区内の観光事業の振興と健全な発達を図り併せて産業文化の向上並びに郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 観光に関する調査研究
- 2 観光施設の改善及び建設に関する計画実施
- 3 名勝、史跡、遊覧地の宣伝紹介
- 4 観光関係業者の連絡指導
- 5 観光客の誘致とこれに関連する事業
- 6 郷土物産の生産奨励及びその改善並びに宣伝
- 7 郷土の産業文化の発展に寄与する事業の助長
- 8 その他この会の目的達成上必要と認めた事業

第2章 会員

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的達成に賛同する個人又は団体をもって組織する。

(会員の種類)

第5条 この会の会員は、名誉会員・普通会员の二種とする。

名誉会員は本会に特に功労があつて理事会が推薦した者とし、普通会员は個人会員及び団体会員の二種とする。

(加入及び脱退)

第6条 この会への加入及び脱退は自由とする。

第3章 役員及び職員

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- 1 名誉会長 1名（区長）
- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名以内
- 4 総務 2名
- 5 理事 若干名
- 6 会計理事 2名
- 7 監事 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長及び理事は総会で選出する。

総務及び会計理事並びに監事は理事の互選とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再選は妨げない。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。なお、団体会員の代表者である理事が、当該団体の代表者の職を辞したときは、理事を自動的に解任され、新代表者が新たに理事に就任するものとする。

(役員の任務)

第10条 会長は会を代表して会務を総理し、会議を招集してその議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。総務は会全体の事務を統括する。理事は常時会務に参画す

る。監事は会計を監査する。

(顧問)

第 11 条 この会に顧問をおくことができる。顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。この会の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第 12 条 この会に次の職員をおく。

書 記 若干名

職員は会長が理事会の承認を得て任命する。職員は会長の命を受け庶務に従事する。

第 4 章 会議

(会議)

第 13 条 この会の会議は、総会・理事会とする。

会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第 14 条 総会は毎年 1 回開催する。なお、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(総会の付議事項)

第 15 条 総会には次の事項を付議する。

- 1 会則の変更
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 事業報告及び収支決算
- 4 その他総会の議決を要する事項

(理事会付議事項)

第 16 条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成し、次の事項を付議する。

- 1 総会の決議により委任された事項
- 2 この会の運営に必要な事項
- 3 その他会長が必要と認めた事項

第 5 章 会計

(経費)

第 17 条 この会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 18 条 この会の会費は、次の区分により納入するものとする。

- 1 個人会費 1 口 年額 1,000 円
- 2 団体会費 1 口 年額 2,000 円

ただし、地区連合町内会は、5 口 年額 10,000 円とする。

(会計年度)

第 19 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 20 条 監事は、必要に応じて会計を監査し、会に報告しなければならない。

(監査の承認)

第 21 条 会長は、前条の書類を総会に提出しその承認を受けなければならない。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

この会則は、昭和 36 年 6 月 29 日から施行する。

この会則は、昭和 51 年 7 月 19 日から施行する。

この会則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 6 月 10 日から施行する。

この会則は、平成元年 7 月 3 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 5 月 2 3 日から施行する。

この会則は、平成 1 6 年 5 月 2 1 日から施行する。

この会則は、令和 2 年 6 月 1 9 日から施行する。

この会則は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。